

2024年9月24日

各位

Global X Japan 株式会社

上場投資信託（ETF）の受益権分割および信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の受益権分割および信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF

(2644)

2. 変更の内容

2024年10月10日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、2口の割合をもって分割いたします。

・分割により増加する口数および変更後の売買単位

受益権分割前の発行済受益権総口数	15,749,855 口
今回分割により増加する受益権口数	15,749,855 口
受益権分割後の発行済受益権総口数	31,499,710 口

※上記は2024年8月30日時点の数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合がございます。

・日程

分割基準日	2024年10月10日
分割効力発生日	2024年10月11日
売買単位変更日	2024年10月11日

・設定および交換（解約）の受付停止の日程

	設定	交換
2024年10月7日	－（受付）	－（受付）
2024年10月8日	－（受付）	受付停止
2024年10月9日	受付停止	受付停止
2024年10月10日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象ETFの売買を停止するものではありません。

3. 変更の理由

最低取引価格を引き下げることによる投資家の利便性を勘案し、変更するものです。

4. 信託約款変更

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加および当初元本を明確化する変更を行います。

・日程

2024年10月10日まで 金融庁へ届出

2024年10月11日 変更日

・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割、再分割および併合)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が<u>2,442円</u> (2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index」の終値に相当する数値)となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。なお、<u>2024年10月10日現在の受益権を1対2の割合で再分割しており、当初元本は1口当たり1,221円です。</u></p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</p> <p>③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関 (社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者 (加入者) ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u></p> <p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index (配当込み)」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

5. 委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび一部解約の実行の請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②、③ （略）

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が4万口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ （略）

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②、③ （略）

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が2万口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ （略）

以上

本件に関するお問い合わせ先は以下の通りです。
<報道関係者の皆さま> info@globalxetfs.co.jp
<投資家の皆さま> GXJ_cs@globalxetfs.co.jp

Global X Japan 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3174 号
一般社団法人日本投資顧問業協会会員
一般社団法人投資信託協会会員